

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（県営農村地域防災減災事業（旧県営農村災害対策整備事業）土庄北部地区（ため池整備事業）大正池地区、木場芳池地区、馬石池地区、大松池地区、湊の2号池地区、奥谷池地区）計画を平成26年3月28日変更した。

その関係書類を土庄町農林水産課において平成26年4月10日から同月30日まで縦覧に供する。

平成26年4月4日

香川県知事 浜 田 恵 造